

## ㈱佐渡テレビジョン デジタル音楽放送サービス加入契約約款

㈱佐渡テレビジョン（以下「当社」という）と当社が行うデジタル音楽放送サービス（以下「本サービス」という）の提供を受けるもの（以下「加入者」という）との間に締結される契約は、次の条項によるものとします。

【約款の適用】

第1条 当社は、このデジタル音楽放送サービス加入契約約款（以下「本約款」という）により、デジタル音楽放送サービスを提供します。

【約款の変更】

第2条 当社は、本約款を変更することがあります。この場合においては、加入者は変更後の約款の適用を受けるものとします。

【業務の一部委託】

第3条 当社は、本サービスを提供するにあたり、申し込みの取り次ぎ、料金の請求、料金の徴収、受信装置（以下「チューナー」という）の設置、その他の業務を、当社が別途指定する者に委託することがあります。

【契約の単位】

第4条 デジタル音楽放送サービス契約（以下「本契約」という）は、チューナーごとに締結することとします。

- 加入者を申し込みとする者（以下「加入申込者」という）は、本サービスを、業務目的、不特定多数の人の利用に供する目的、または同時送信もしくは再分配の目的で使用する場合には、その条件、利用料等について別途当社と協議をするものとします。
- 当社は、本契約を締結し、本サービスの受信に必要なチューナーを加入者に貸与します。

【契約の成立】

第5条 加入申込者は、本契約の申し込みにあたっては、当社所定の加入申込書により、当社または当社が別途指定する者に申し込みを行わなければならないとします。

- 本契約は、加入申込者が前項に従って加入を申し込み、当社がその内容を確認後、申し込みに係るチューナーの設置工事をい、その受信状況を確認した後、当該申し込みを承諾することによって成立します。
- 当社は、次の各号に掲げる場合においては、その申し込みを承諾しないことがあります。
  - 加入申込者が本契約に基づく債務の履行を怠るおそれがあると認められる相当の理由がある場合。
  - 加入申込者が著作権及び著作権隣接権を侵害するおそれがあると認められる相当の理由がある場合。
  - その他加入申込者が本契約に違反するおそれがあると認められる相当の理由がある場合。
  - 加入申込者が本サービスを法令に反する目的で利用したまたは利用するおそれがあると認められる場合。
  - 本条第1項の加入申込書に虚偽の事実を記載したことが判明した場合。
  - 本サービスの提供が著しく困難な場合。
- 前項の規定により、本サービスの加入申込を承諾しない場合においては、当社は、その加入申込者に対し、当該申込みを承諾しない旨の理由を付して、当社所定の方法により通知します。

【契約申込内容等の変更】

第6条 第5条第1項に記載された加入申込書の内容に変更が生じた場合または本サービスのコースや支払方法を変更しようとする場合においては、加入者は、当社が別に定める方法により、当社に変更の申込みまたは通知をしなければならないとします。ただし、契約内容を変更するためは、別途規定する手数料の支払いが必要となります。

- 当社は、前項の申込みについては、前条第3項及び第4項の規定を準用します。
- 第1項の規定にかかわらず、本サービスの契約申込み内容等の変更の取り扱いについては、料金表に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

【加入申込みの撤回】

第7条 第5条第2項の規定にかかわらず、加入申込者は、同条第1項の加入申込みの日から起算して8日を経過するまでの間、書面により加入申込みの撤回を行うことができます。

- 加入申込みの撤回は、前項の書面を当社に発したときにその効力を生じます。ただし、その撤回を発した期日を証明できる書類等の提示をさせていただくことがあります。
- 第1項の規定に基づき加入申込みの撤回を行った者は、既に加金、利用料または手数料（以下「利用料金等」という）を支払っている場合においては、その還付を請求することができます。

【契約の有効期間】

第8条 本契約の有効期間は、契約成立の日から契約成立の日の属する月の翌月の初日より1年間を経過した日までとし、有効期間の満了する日の10日前までに加入者または当社から更新拒絶の意思表示がない場合においては、本契約は、更に1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

【本サービスの提供】

第9条 当社は、本契約の有効期間中に放送設備の故障その他やむを得ない事情がある場合を除き、原則として本サービスを週168時間、加入者に提供します。

【チューナーの設置場所等】

第10条 当社は、原則としてチューナーを加入申込者が指定する場所に設置します。

- チューナーの設置に際し、引込工事にて設置される保安器以降のチューナーまでの配線に係る一切の費用は、加入者が負担するものとします。
- 当社は、チューナーを設置するために、必要最低限の範囲内で加入申込者が所有または占有する敷地、家屋、構築物等を無償で使用できるものとします。
- 加入申込者は、本契約の成立に当たり、前項の使用に関し利害関係がある場合、事前にその者から必要な承諾、合意等を得るものとします。また、本契約に関して加入申込者と利害関係との間に紛争が生じた場合においては、当社は当該利害関係者と交渉等を行う義務を有しないものとします。
- 加入者または加入申込者は、当社が、チューナーの設置、調整、検査、修理等を行うためチューナーに係る敷地、家屋または建造物等への立ち入り求めた場合においては、これに協力するものとします。

【チューナーの管理等】

第11条 加入者は、チューナーを自己の責任で維持、管理し、これにより本サービスの提供を受けるものとします。

- 加入者は、チューナーを動作させるために必要な電気料金その他の費用を負担するものとします。
- 加入者は、その責に帰すべきものと認められるチューナー等の損傷、紛失、盗難等があった場合においては、当社が行う調査、修理、復旧、交換等の費用を当社が別に定める期日までに支払うものとします。

【チューナーの設置場所の移転】

第12条 加入者は、当社所定の方法によりチューナーの設置場所の移転の請求を移転先で本人が使用する場合に限り行うことができます。

- 当社は、前項の請求については、第5条第3項及び第4項の規定を準用します。
- 第1項の移転に必要な費用は、加入者の負担となります。

【故障及びメンテナンス】

第13条 視聴障害があった場合においては、加入者は、加入者宅内の音響設備による故障がないことを確認した後、速やかに当社に通知しなければなりません。この場合においては、当社は、速やかに発信状況を調査し、当社の放送設備及び伝送路設備等から何らかの異常があったときは、当社の責任において必要な措置を講じるものとします。

- 当社が設置したチューナーの機能不全により視聴障害が発生したときは、当社は、正常なチューナーとの交換を無償で行います。ただし、チューナーの機能不全が加入者の行為に起因する場合においては、当社は有償で修理、交換を行い、当社が故障原因の調査または措置に要した費用は、加入者の負担となります。
- 当社は、施設の維持管理のため、本サービスの電波を一時的に停止することがあります。

【料金及び支払】

第14条 加入者は、別表に規定するところによりその利用料金等を当社に支払わなければならないとします。

- 加入者がその加入契約の有効期間中に支払わなければならない利用料金等は、原則として加入申込み時において当社から通知するものとします。
- 支払われない利用料金等は、本約款に規定する場合を除き、払い戻しはいたしません。
- 当社は、利用料金等を改定することがあります。これにより改定時における加入者の月毎の支払金額が変更となる場合は、当社は、加入者に対し改定された料金を適用する1ヶ月前までに改定された料金を通知するものとします。
- 加入者の責に帰さない事由により、本サービスを月のうち半分以上提供しなかった場合においては、当社は、本サービスに係る当該月分の利用料を請求しません。

【延滞利息】

第15条 加入者が支払うべき利用料金等その他の債務に関し、支払期日を1ヶ月を超えても支払わない場合においては、当社は、支払期日の翌日から起算して支払われた日の前日までの間について年14.5%の割合で計算した額を延滞利息として加入者に対し請求できるものとします。

【一時提供休止】

第16条 加入者は、長期不平等に、本サービスの一時提供休止を希望する場合においては、希望する休止月及び予定の休止解除月を、休止を希望する日の1ヶ月前までに当社所定の書式で当社に申し出ることにより、本サービスを一時提供休止とすることができます。

- 加入者は、本サービスの一時提供休止の解除を希望する場合においては、当社に通知をしなければなりません。
- 当社は、一時提供休止期間に対応する利用料についてはこれを請求せず、既に支払われた利用料がある場合においては、次回以降の利用料の支払いに充当します。
- 利用料の課金は、一時提供休止の解除の月より行うものとします。
- 1回の一時提供休止期間は最長6ヶ月とし、提供休止期間が6ヶ月を超える場合においては、期間満了の翌日をもって自動的に本契約は解除されます。この場合において加入者は、別途定める解約手数料を支払わなければならないとします。
- 一時提供休止期間は、開始から1年間ものうち通算して6ヶ月を超えてはならないものとし、通算して6ヶ月を超える場合については、前項に準拠します。

【加入者が行う契約の解除】

第17条 加入者は、本契約の解除を希望する場合においては、解除を希望する日の1ヶ月前までに、当社所定の書式により当社に通知しなければなりません。

- 前項において、加入者は、別途定める解約手数料を支払わなければならないとします。
- 第1項により契約を解除する場合、解除を希望する日の属する月の末日までの利用料は、加入者が負担するものとします。

【当社が行う契約の解除】

第18条 当社は、加入者が本約款上支払うべき金員の支払を怠った場合、その他本約款に違反した場合においては、相当の期間を定めた催告の上（ただし、第16条第5項による解除については当社からの催告を要しないものとします）、加入者に対する本サービスを停止して本契約を解除できるものとします。この場合において、加入者は、別途定める解約手数料を支払わなければならないとします。

- 当社へ番組を供給している電気通信事業者の登録が取り消された場合。
- 当社へ番組を供給している電気通信事業者の無線局の免許が取り消され、または再免許が拒否された場合。
- 当社が本サービスを提供するために必要な放送設備及び伝送路設備または視聴管理設備に回復不能の損害が生じた場合。
- 人工衛星局またはアップリンク局に回復不能の損害が生じた場合等、当社への番組供給契約を締結している者との間の契約が履行されない場合。
- 第13条第2項の視聴障害が回避できない場合。
- その他当社が本サービスを提供することが客観的に不可能な事態が生じた場合。
- 当社は、天災、事変等により、加入者が本サービスを受けることが著しく困難であると認められる事態が生じた場合であって、かつ、当社が加入者の本契約にかかる意思を確認することが困難であるときは、直ちに加入者に対する本サービスを停止します。この場合、当社が定める期間の経過後は、本契約は終了するものとします。
- 当社は、加入者が本サービスを法令及び他の法令に反する目的で利用したまたは利用するおそれがあると認められる場合においては、直ちに加入者に対する本サービスを停止して本契約を解除できるものとします。この場合においては、当社は、利用料等の払い戻しはいたしません。
- 第1項に基づき契約を解除された者が再加入を希望する場合においては、解除された原因を除去することが必要です。当社が再加入を認めるときは、新たな本契約を締結するものとします。
- 第1項に基づき契約が解除された場合は第2項に基づき契約が終了した場合においても、当該解除または終了の日の属する月の末日までの利用料は、加入者が負担するものとします。
- 第1項に基づき契約を解除しようとする場合、または第2項に基づき契約を終了した場合においては、当社は、加入者に対し、その旨を理由を付して当社所定の方法により通知します。ただし、契約の終了が緊急やむを得ないものにおいてはこの限りではありません。

【チューナーの返却】

第19条 加入者は、本契約が解除されまたは終了した場合においては、直ちにチューナーを当社所定の方法により返却するものとします。

【禁止事項等】

第20条 加入者は、次に掲げる行為を行ってはなりません。万一、加入者が次に掲げる行為を行った場合、当社は本契約を解除し、当該行為により当社に損害が生じた場合、当社はその賠償を請求する権利を有します。

- 本来の方法によらないで、本サービスを不正に受けまたは受けようとする行為。
- チューナーを転貸、譲渡、売却、質入等する行為。
- あらかじめ当社の承諾を得た場合を除き、当社が設置した場所からチューナーを移動し、または接続変更する行為。
- チューナーを分解し、またはチューナーに変更を加える行為。
- 放送番組の内容の複製頒布等著作権または著作権隣接権を侵害する行為。
- 法令に違反する行為。

【免責事項】

第21条 当社は、次に掲げる場合については、損害賠償の責任を負いません。

- 天災、事変及び降雨減衰その他気象に起因する視聴障害。

- 二、当社または、電気通信役務利用放送事業者及び電気通信事業者の責に帰さない事由により生じた本サービスの停止。
- 三、その他加入者の行為に起因する異常。

【加入者個人情報の取り扱い】

- 第22条 当社は、保有する加入者個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）、及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16年8月31日総務省告示第696号。以下「指針」という）に基づき、当社が指針第28条に基づいて定める個人情報保護方針及び個人情報保護マニュアル（以下「宣言書等」という）及びこの約款の規定に基づいて適正に取り扱います。
2. 当社の宣言書には、当社が保有する加入者個人情報に関し、利用目的、加入者個人情報により識別される特定の個人（以下「本人」という）が当社に対して行う各種求めに関する手続き、苦情処理の手続き、その他取り扱いに関し必要な事項を定め、これを当社ホームページ等において公表します。
  3. 当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、加入者個人情報を取り扱うとともに、保有する加入者個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

【加入者個人情報の利用目的】

- 第23条 当社は、次に掲げる目的で、加入者個人情報を取り扱います。
- 一、本サービス契約の締結
  - 二、本サービス料金の請求
  - 三、本サービスに関する情報の提供
  - 四、本サービスの向上を目的とした視聴者調査
  - 五、チューナーの設置及びアフターサービス
  - 六、本サービスの視聴状況等に関する各種統計処理
  - 七、本サービスの提供に関連しての第三者への提供（第三項に該当する場合に限る）。
2. 当社は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ加入者本人の同意を得ないで、前項に規定する利用目的を超えて加入者個人情報を取り扱うことはありません。
    - 一、法令に基づく場合
    - 二、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
    - 三、公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
    - 四、国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
  3. 当社は、保有する加入者個人情報については、次に掲げる場合を除き、第三者に提供することはありません。ただし、前項各号に定める場合には、この限りではありません。
    - 一、本人が書面等により同意した場合
    - 二、本人の求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止することを条件として、以下の事項をあらかじめ本人に通知し、又は宣言書等に定める本人が容易に知り得る状態においたとき
      - ア、第三者への提供を利用目的とすること
      - イ、第三者に提供される加入者個人情報の項目
      - ウ、第三者への提供の手段又は方法
      - エ、本人からの求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止すること
    - 三、第24条の規定により加入者個人情報を共同利用する場合
    - 四、第25条の規定により加入者個人情報の取扱いを委託する場合
  4. 当社は、第3項により第三者に加入者個人情報を提供する場合には、加入者個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の加入者個人情報の安全管理（以下「加入者個人情報の安全管理」という）のために講じる措置、秘密の保持その他必要な事項を内容とする適切な契約を締結します。
  5. 当社は、本人から、当社が保有する加入者個人情報の利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なくこれを通知します。ただし、利用目的を本人が知り得る状態に置いてあるとき、又は本人に通知することにより、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではなく、利用目的を通知しない場合は、その旨を本人に対して通知します。
    - 一、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
    - 二、当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
    - 三、国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

【加入者個人情報の共同利用】

- 第24条 当社は、前条第一項に定める目的で取り扱う加入者個人情報のうち宣言書で定めるものを、その目的を達成するために、当社の代理人が代理人として行う業務に必要な範囲内で、当社の代理人と共同して利用します。
2. 当社は、第5条第3項第1号から第6号までの規定に基づいて契約申込みを承諾しなかった場合、又は第17条第1項の規定に基づく契約解除を行った場合、当該不承諾又は解除事由に該当する事実及び当該加入者を特定するために必要な最低限の加入者個人情報のうち宣言書等に定めるものを、他の放送事業者及び当社の代理人と共同して利用することがあります。この場合において、当該情報の利用目的は、第5条又は第17条の要件に該当するか否かの判断に限ります。
  3. 共同して利用する加入者個人情報の管理の責任は、第一項の場合においては当社及び当社の代理人が、並びに前項の場合においては、当社、当社の代理人及び他の放送事業者が、自ら取り扱う情報についてそれぞれ負います。なお、管理の責任を負う者の氏名又は名称は宣言書等に定めます。

【加入者個人情報の取扱いの委託】

- 第25条 当社は、加入者個人情報の取扱いの全部又は一部を委託することがあります。
2. 前項の委託をする場合は、加入者個人情報の安全管理のために適切な措置を講じること等を内容とする選定基準を定め、これに基づいて委託先を選定します。
  3. 当社は、第一項の委託先との間で、第23条第4項の契約を締結するとともに、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
  4. 前項の契約には、第一項の委託先が加入者個人情報の全部又は一部の取扱いを再委託する場合には、第二項及び第三項と同様の措置をとる旨の内容を含めます。

【安全管理措置】

- 第26条 当社は、加入者個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の加入者個人情報の安全管理のため、加入者個人情報に係る管理責任者の設置、安全管理規程の作成、従業員に対する監督、取扱いの管理その他の指針第10条から第15条までに定める措置をとり、

【本人による開示の求め】

- 第27条 本人は、当社又は当社の代理人に対し、宣言書等に定める手続きにより、当社が保有する、本人に係る加入者個人情報の開示の求めを行うことができます。
2. 当社及び当社の代理人は前項の求めを受けたときは、遅滞なく文書により（本人が他の方法を希望する場合を除きます。以下同じとする）当該情報を開示します。ただし、開示することにより、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を開示しないことがあります。
    - 一、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
    - 二、当社又は当社の代理人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
    - 三、他の法令に違反することとなる場合
  3. 当社は、前項の規定に基づき加入者個人情報の全部又は一部について開示しない場合は、本人に対し、遅滞なく、理由を付して文書で通知します。

【本人による利用停止等の求め】

- 第28条 本人は、当社が保有する自己の加入者個人情報の内容の正確性の確保や利用の適正性を確保するために、宣言書等に定める手続きにより、当社又は当社の代理人に対し、次に掲げる求めを行うことができます。
- 一、当社が保有する加入者個人情報の訂正、追加又は削除
  - 二、加入者個人情報の利用の停止
  - 三、加入者個人情報の第三者への提供の停止
2. 当社は、前項の求めに理由があると認めるときは、遅滞なく、必要な措置をとり、
  3. 当社又は当社の代理人は、前項よりとった措置の内容（措置をとらない場合はその旨）及びその理由を、本人に対し、遅滞なく、文書により通知します。

【本人確認と代理人による求め】

- 第29条 当社は、第23条第5項、第27条第1項又は第28条第1項の求めを受けたときは、求めを行う者が本人又は次項の代理人であることの確認を、宣言書等に定める手続きにより行います。
2. 本人は、第23条第5項、第27条第1項又は第28条第1項の求めを、代理人によって行うことができます。

【苦情処理】

- 第30条 当社は、加入者個人情報の取り扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。
2. 前項の苦情処理の手続きは宣言書等に規定します。

【本人が行う求め及び苦情等の受付窓口】

- 第31条 当社は、第23条第5項、第27条第1項又は第28条第1項に基づく求め、第30条に基づく苦情の受け付け、その他加入者個人情報の取扱いに関する問い合わせについては、宣言書等に掲載された窓口において受け付けます。

【保存期間】

- 第32条 当社及び当社の代理人は、保有する加入者個人情報の保存期間を宣言書等に定め、これを超えた加入者個人情報については遅滞なく消去します。ただし、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、この限りではありません。

【加入者個人情報の漏えい等があった場合の措置】

- 第33条 当社は、当社が取り扱う加入者個人情報の漏えいがあった場合には、速やかに、その事実関係を本人に通知します。
2. 当社は、当社が取り扱う加入者個人情報の漏えい、滅失又はき損があった場合には、速やかにその事実関係及び再発防止対策につき公表します。
  3. 前二項の規定は、通知又は公表することにより、第23条第2項各号に該当する場合には、この限りではありません。

【権利の譲渡】

- 第34条 加入者は、本契約上の権利、義務その他本契約上の地位の全部または一部について譲渡、買入れ、賃貸その他の処分をすることはできません。
- 【契約上の地位の承継】
- 第35条 相続により、本契約上の地位は承継されるものとします。
2. 加入者の本契約上の地位を承継した者（以下「承継者」という）は、速やかに当社が指定する方法により承継の事実及び当社の指定する事項を当社に通知しなければなりません。
  3. 当社は、前項の通知があったときには、第5条第4項及び第5項の規定を準用します。

【国内法への準拠】

- 第36条 この約款は日本国の国内法に準拠するものとし、本契約により生じる一切の紛争等については新潟地方裁判所佐渡支部を管轄裁判所とします。

【定めなき事項】

- 第37条 この約款に定めなき事項が生じた場合は、当社、加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

付則

1. 当社は特に必要があるときには、この約款に特約を付することができるものとします。
2. この約款は、平成19年5月1日より施行します。
3. この約款は、平成26年4月1日より施行します。

別表1 利用料金等

コース名	加入金	利用料
ALL MIX	32,400円	6,480円（月額）
DUAL MIX		5,400円（月額）
COOL MIX		4,860円（月額）
SINGLE MIX		
昭和MIX		
ワールドレディオMIX	3,780円（月額）	

上記金額は税込表示

※上記金額は、チューナー1台の場合の金額とし、複数台のチューナーを使用する場合には、その台数分を必要とします。

別表2 手数料

項目	金額	単位	適用
契約内容変更手数料	5,400円	1回	コース変更、並びに同一コース内の番組変更
一時提供休止手数料	5,400円	1回	上記以外の契約内容変更
解約手数料	3,240円	1回	サービスの一時提供休止
返金手数料	定 費	1回	料金の払い戻し時にかかる送金手数料（払戻金と相殺）
承継手数料	1,080円	1回	相続によるサービス契約の承継

上記金額は税込表示